

⑥乙及びその家族、使用人、運転者、同乗者、その他乙の関係者等の故意、又は過失により施設等を破損せしめたときには直ちに自費で原状に復すること。この場合、他の利用者に損害をかけたときには、その全部を賠償すること。

第7条(不可抗力による車の毀損)

天災地変、火災、不可抗力、風災、水災等の非常の難の場合、その他第三者の故意、過失による施設の破損により、乙の車が損害を受けても甲及び管理人は賠償の責は負わない。

第8条(乙による車の管理)

甲及び管理人は車の管理は一切しない。このため乙の車の盗難、故障、破損及び車内の物品に関する盗難、紛失並びにこれらに類する一切の事故について甲及び管理人は何等責を負わない。

第9条(損害の賠償)

前記1条から8条までに關して、乙が甲に損害を及ぼしたときには、甲が請求次第即時、その賠償金の全額を乙は支払うものとする。

第10条(契約の中止)

甲の都合により当該物件を必要とする場合には、第2条に定める契約期間中でも甲は契約を中止させることが出来る。この場合甲は車の撤去を必要とする日より30日前に乙に対して通告を行うものとする。尚、乙は契約の中止を理由とした損害賠償の請求、その他いかなる名目による損害賠償の請求もしないものとする。

第11条(契約の解除)

甲は次の事項に該当することがあれば、乙に対し催告、その他何等の手続きを要しないで、この契約を解除することが出来る。

- ①甲の定めた管理規約に違反した場合。
 - ②乙が使用料をこの契約通り支払わないとき。
 - ③この契約で定める義務を乙が違反、もしくは履行しないとき。
 - ④乙が反社会的勢力、それに類する組織に属することが判明したとき。
 - ⑤乙が反社会的勢力、それに類する組織に属する者にこの駐車場を利用させたとき。
- 甲が上記①～⑤により契約を解除したとき、乙は直に車を撤去しなければならない。

第12条(乙による契約の中途解約)

- ①乙は1ヶ月以上前の予告をもって、この契約を解約することが出来る。但し、乙は予告に代え1ヶ月分の賃料相当額を甲に支払って、即時に解約する事が出来る。
- ②乙は解約連絡の後、明け渡しの期日までに、本契約書または解約通知書を管理会社へ届けなければならない。送達費用を要する場合は、乙の負担とする。

第13条(保管場所使用承諾証明書の発行)

乙は、保管場所使用承諾証明書を要する場合は、その発行手数料として賃料の1ヶ月分を管理会社へ支払うこと。

第14条(合意管轄)

この契約に関する訴訟の管轄裁判所を本物件所在地の管轄地方裁判所とする。

第15条(特約条項)

- ①本契約は、建物の建築を目的とした契約ではないので借地借家法の適用を受けないものである事を双方が確認して契約締結する。
- ②上記契約条項以外の事由が発生したる場合、乙は緊急を要する以外は管理人を通じて甲の承諾を得た上で行う事とし、事後承諾は禁止する。
- ③乙は、甲がインボイス(適格請求書)を発行しないことを予め了承した。

以上

以上契約を証する為、本契約書を2通作成し、甲と乙とは各1通宛を保有するものとする。

令和 年 月 日

貸主(甲)	住所	
	氏名	大西 淳夫 ⑩
借主(乙)	住所	
	氏名	⑩
	TEL	
	携帯	
仲介者	住所	大阪市城東区成育3丁目16番10号
	氏名	大和不動産株式会社 ⑩
	TEL	06-6933-2186

